消防広域化について

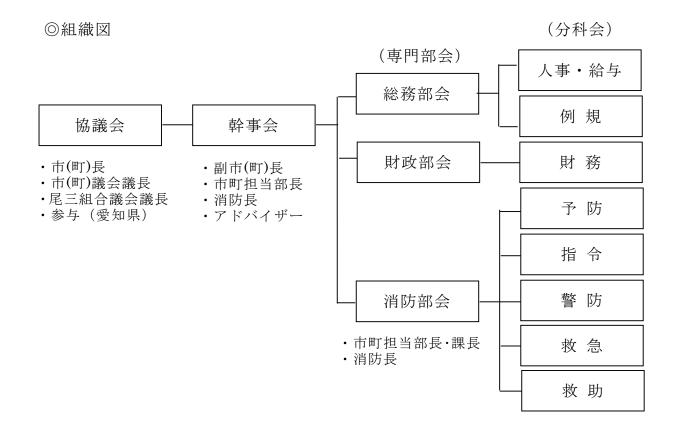
1 消防広域化とは

「消防の広域化」とは、消防組織法第31条に規定され「二以上の市町村が 消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は 市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」をいう。

2 消防広域化を協議する組織について

消防広域化を協議する4市1町(みよし市、日進市、東郷町、豊明市 及び長久手市)で構成する協議会(以下「広域化協議会」という。)を、 平成28年4月12日に設立した。

広域化協議会の組織は、次図の組織図のとおりで、協議会、幹事会、 専門部会及び分科会の4層で構成している。



3 協議会の事務について

広域化協議会の現在の事務は、消防広域化に係る消防本部及び署所の配置、 組織体制、職員の任用・身分取扱い、通信指令システムの運用、財産 及び債務の整理等の「協議事項(128件)」を調査及び研究し、それらを 協議のうえ整理し、消防組織法第34条に規定する、広域化後の円滑な運営 を確保するための計画である「広域消防運営計画」を作成するもの。

4 協議の経過及び状況

(1) 協議経過

ア 協議会 6回(10/20に開催する第6回を含む。)

イ 幹事会 7回

ウ 専門部会 14回

工 分科会 24回

(2) 協議等の状況

ア 協議が終了した事項 協議項目128件のうち98件

イ 10月20日に開催する第6回協議会で協議、報告される事項 協議事項14件、報告事項16件